

第 9 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 23 年 9 月 22 日 (木) 午前 10 時 00 分

場 所 津市芸濃庁舎 2 階 中会議室 3・4

出席部会委員 2 野田^{の だ} 久忠^{ひさただ}・4 眞弓^{ま ゆみ} 純一^{すみかず}・5 赤塚^{あかつか} 薫^{かおる}・6 青木^{あおき} 正司^{しょうじ}
 7 伊藤^{いとう} 征一^{せいいち}・11 後藤^{ごとう} 勝^{かつ}・13 阪^{さか} 芳一^{よしいち}・17 牧野^{まきの} 礼吉^{れいきち}
 18 増地^{ますじ} 和久^{かずひさ}・19 村治^{むらじ} 隆史^{たかし}・23 清水^{しみず} 清^{きよし}・24 中林^{なかばやし} 長一^{ちやういち}
 41 西口^{にしぐち} 正國^{まさくに}・47 田中^{たなか} 千福^{かずよし}

以上 14 名

欠 席 委 員 3 太田^{おおた} 義政^{よしまさ}・9 奥山^{おくやま} 正夫^{まさお}・14 清水^{しみず} 文兵衛^{ぶんべえ}

出席部会員外委員 会長 野田 悟

議 長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事 務 局 職 員 飯田事務局長・西田調整担当副参事・長谷川担当副主幹

総 合 支 所 河芸：服部主査 美里：山川担当主幹 安濃：紀平主査
 芸濃：後藤副主幹

議 事 録 署 名 者 11 後藤^{ごとう} 勝^{かつ}・23 清水^{しみず} 清^{きよし}

事 項
 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
 報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (県許可・所有権移転)
 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・賃貸借権)
 議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 (農業委員会許可・所有権移転)
 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 (農業委員会許可・賃貸借権)
 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 (農業委員会許可・使用貸借)
 議案第 8 号 非農地証明願について
 議案第 9 号 特定農地貸付承認申請について (農業委員会承認)

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について＜別冊＞

議 事 の 大 要

議 長 昨日開催予定でしたが急遽天候の関係で、今日に変更させていただきました。えらい申しわけございませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、第9回第1農地部会を開会させていただきます。

それでは、今日の欠席者は太田委員と奥山委員、清水文兵衛委員の3名でございます。なお、出席は14名で、本会は成立いたします。

次に、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。

11番 後藤委員、23番 清水 清委員、よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から第5号まで件数及び合計面積につきまして、事務局から一括して報告を願います。事務局よろしくお願いいたします。

事 務 局 それでは、第9回農地部会議案書の1ページをお願いします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

今月は、件数としまして合計2件、面積として4,562㎡で田でございます。解約後は、所有権移転が1件、再設定が1件でございます。

2ページから3ページをお願いします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

これにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数といたしましては6件、面積として9,337㎡、内訳としましては、田が7,976㎡、畑が1,361㎡でございます。

4ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

件数といたしましては3件、面積として1,820㎡で畑でございます。内容としましては、一般個人住宅用地等が2件863㎡、貸駐車場用地が1件957㎡でございます。

5ページお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

件数といたしましては3件、面積として624㎡で畑でございます。内容としましては、物置用地が1件202㎡、宅地の敷地拡大が1件373㎡、資材置場用地が1件49㎡でございます。

6ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

件数といたしましては1件、面積として255㎡で田でございます。内容としましては、一般個人住宅用地が1件255㎡でございます。

以上で、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長	はい、どうも。これは、報告案件ですのでよろしくお願いいたします。 続きまして、議案事項に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（県許可・所有権移転） 事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	はい、7ページをお願いします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（県許可・所有権移転）でございます。 番号1、地区 雲出、受人 _____、経営面積 0㎡、渡人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峰新田_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 1, 254㎡、外1筆、合計面積 6, 863㎡で、田が1, 254㎡、畑が5, 609㎡でございます。 これにつきましては、渡人と受人は親子関係でございまして、渡人である_____は、高齢となり、農地の経営移譲を受人であります_____に譲り渡しをしていこうとするものでございます。 この議案につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしているものでございます。 以上、件数といたしましては1件、面積として6, 863㎡、内訳といたしまして、田が1, 254㎡、畑が5, 609㎡でございます。 以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。よろしくお願いいたします。雲出。
後藤委員	雲出の奥山君がちょっと出席ができないもので、ひとつ香良洲で頼みますということで連絡をもらいましたので。現場も皆確認も行きましたけど、今事務局が言われたように、親子関係でございまして、何ら問題はありませんので、よろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございました。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については三重県知事に進達することに決定いたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転） 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	8ページをお願いします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。 番号1、地区 大里、受人 _____、経営面積 5, 795㎡、渡人 _____、申請地 大里野田町若林_____番、台帳地目 雑種地・現況地目 畑、

現況面積 32㎡、外1筆、合計面積 437㎡でございます。

これにつきましては、渡人である_____は、相手方の要望によりまして、申請地が自己所有地の隣接地であり耕作利便のため、譲り受けを希望する受人である_____に譲り渡しをしようとするものでございます。

番号2、地区 黒田、受人 _____、経営面積 10,844㎡、渡人 _____、申請地 河芸町高佐五石縄_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 2,202㎡でございます。

これにつきましては、渡人である_____は、営農縮小のため、営農拡大を希望する受人である_____に譲り渡ししようとするものでございます。

番号3、地区 明合、受人 _____、経営面積 3,397㎡、渡人 _____、申請地 安濃町大塚西山_____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 284㎡でございます。

これにつきましては、渡人である_____は、親の死亡により農地の維持管理が難しく労力不足のため、営農拡大を希望する受人である_____に譲り渡ししようとするものでございます。なお、下限面積の関係につきましては、次の9ページの議案第3号と関連して満たしているものでございます。

以上、番号1から3までは、議案書にございますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものでございます。

以上、件数といたしましては3件、面積として2,923㎡、内訳といたしまして、田が2,202㎡、畑が689㎡、ほかが32㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。

1番大里、私です。この件につきましては、何ら問題なかろうと思しますので、よろしくお願いいたします。

2番、黒田。

阪委員 13番 阪。これ、現場見た結果、自分も特に問題はないと認めておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 3番 明合。

中林委員 24番 中林。ただいま事務局から説明がありましたとおり、下限面積につきましては、次の議題で出てまいります賃貸借との関係がありまして、要件を満たしておりますので問題ないと思います。許可することにつきまして、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。議案第2号については、許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許

可・賃貸借権)

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

9ページをお願いします。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 明合、借り人 _____、経営面積 3,397㎡、貸し人 _____、申請地 安濃町大塚長谷地_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 2,322㎡でございます。

これにつきましては、先ほどの8ページの議案第2号の番号3と関連しまして、貸し人である_____は、親の死亡によりまして、農地の維持管理が難しく労力不足のため、営農拡大を希望する借り人である_____に賃貸借をしようとするものでございます。なお、先ほどの8ページの議案第2号の下限面積は、本議案と関連するものでございます。

以上、件数といたしましては1件、面積として2,322㎡で田でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんからの意見を伺います。よろしくお願いします。

中林委員

24番 中林。ただいま事務局より詳細な説明がありましたとおり、借り人であります_____は、非常に農業に熱心な方でございまして、貸し人のほうは労力不足ということで、許可のほうをよろしくお願いいたします。

議長

地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

10ページをお願いします。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 安東、申請者 _____、申請地 長岡町宮之前_____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 437㎡。農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、この後の12ページの議案第6号の番号1及び13ページの議案第7号の番号1と関連しますが、申請地をコンビニエンスストアの来客及び従業員駐車場用地として利用しようとするものでございます。

番号2、地区 高野尾、申請者 _____、申請地 高野尾町下り町

____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 19㎡。農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請者は次の番号3とも関連しますが、申請地を駐車場用地として利用しようとするものでございます。

番号2、地区 高野尾、申請者 _____、申請地 高野尾町下り町____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 19㎡。農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請者は次の番号3とも関連しますが、申請地を駐車場用地として利用しようとするものでございます。

次、番号3、地区 高野尾、申請者 _____、申請地 高野尾町堀越____番2、台帳地目 田・現況地目 原野、現況面積 16㎡、外3筆、合計面積 2583.3㎡で田。農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地は周囲が山林で、天水の田であり、耕作が難しかったということから、昭和50年ごろに杉300本、ヒノキ300本、ケヤキ150本を植林し、現在に至っておりますことから、申請書とあわせ始末書の提出がされているところでございます。

番号4、地区 村主、申請者 _____、申請地 安濃町連部____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地・現況面積 542㎡。農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を車庫、居宅及び事務所用地として利用しようとするものでございますが、3ページの報告第2号の番号6に関連もしておりますが、今回、この相続登記でこの場所が農地であることがわかり、既に昭和51年から利用しており、始末書とともに申請書が提出されたものでございます。

以上、件数といたしましては4件、面積として3,581.3㎡、内訳といたしまして、田が2,583.3㎡、畑が998㎡でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。よろしくお願いいたします。1番、安東。

事務局 太田委員さんのほうから現地確認をさせていただいて、こちらのほうでご決定をいただきますようにということで、事務局は連絡をいただいておりますので、朝、部会長にお伝えさせてもらったとおりでございます。よろしく願いをいたします。

議長 それから、2番、高野尾。2番、3番。

赤塚委員 5番 赤塚です。この2番の件につきましては、今まで自分のところだけ、車をとめて駐車場がわりにしていましたが、この際、駐車場の利用にすることということで、よろしくお願いいたします。

3番の件ですけれども、12日に会長初め事務局の方に現地確認していただきまして、これは天水って、もう30年ぐらい田をつくっていないということで、イノシシも出没するということで、えらいとこでございます。植林をしたわけでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長	はい、わかりました。4番、村主。
清水委員	23番 清水です。これ、去る13日に現地確認、4人の委員で行ってきまして、始末書も事務局の方の説明どおり、始末書も提出されておりますので、何ら問題はないかと思います。もう昭和51年ごろから現況のままで使用しておりますので問題ないと思います。
議 長	はい、ありがとうございました。 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第4号については、許可することに決定をいたします。 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）。 事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	11ページをお願いします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。 番号1、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____、申請地 神戸桐田 _____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 622㎡のうち104.82㎡、外1筆、合計面積499.82㎡で田。農地は第2種農地でございます。 これにつきましては、申請地の _____番につきましては、次の番号2と関連をしますが、申請地を菓子店舗用地及び駐車場用地として利用しようとするものでございます。 番号2、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____、申請地 神戸桐田 _____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 622㎡のうち499.76㎡。農地は第2種農地でございます。 これにつきましては、申請地を玩具店舗用地及び駐車場用地として利用しようとするものでございます。 以上、件数といたしましては2件、面積として999.58㎡で田でございます。 以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。
議 長	はい、ありがとうございました。 それでは、地元委員さん、神戸。
眞弓委員	4番 眞弓です。この現地に行きまして、私も見てきました。2件とも現在荒れている状態になっており、開発の申請もされて地元との協議もされておりますので、許可をお願いしたいと思います。
議 長	はい、ありがとうございました。

地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）。

事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 安東、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 河辺町門脇_____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 136㎡、外1筆、合計面積 302㎡で畑でございます。

これにつきましては、先ほどの10ページの議案第4号の番号1及び次の13ページの議案第7号の番号1と関連しますが、申請地をコンビニエンスストアの来客及び従業員駐車場用地として利用しようとするものでございます。

番号2、地区 豊津、借り人 _____、貸人 _____、申請地 河芸町影重浜新田_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 155㎡、外12筆、合計面積1,567㎡で、田が1,326㎡、畑が241㎡でございます。

これにつきましては、申請地を下水道工事事業の志登茂川浄化センター北系水処理施設建設工事に伴う事務所及び資材置場用地として、平成24年12月31日まで、一時転用しようとするものでございます。

以上、件数といたしましては2件、面積として1,869㎡、内訳といたしまして田が1,326㎡、畑が543㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。
安東のほう、11ページと一緒にございますので、2番。

会 長 ちょっと、この____、安東で、事務局の判断、貸し駐車場としては、12ページの6号案件の借り人 _____やね、それで、さっきのやつも_____。しかし、これはコンビニストアの駐車場で貸し駐車場ですね。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 そうです。

会 長 ちょっと先走ったこと言いますが、13ページでは貸し手が____になっておりますがどういことでしょうか。

事 務 局 部会長すみません。13ページの場合は、説明がこの後になるので

すけれども、借り人は、この_____との親子関係でございます。借り人の_____が、コンビニエンスストアを建設をすることによりまして、この_____が、今会長がおっしゃられました、先ほどの土地を借りて、_____に貸して使います。駐車場は_____、コンビニエンスストアは_____ということで、親子ということでございますので、特に問題はなかろうかと思い、判断しております。

議 長 はい、わかりました。2番 豊津。

阪委員 13番 阪。先般、この今、事務局の説明のとおりで、現場へ会長・部会長も事務局の方と自分立ち会い見てきたけど、特に問題がないと見まして、よろしく願います。

議 長 はい、わかりました。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第6号について許可することに決定いたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）。

事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 13ページをお願いします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 安東でございます。これ、先ほどのご質問の関係でございます。借り人 _____、貸し人 _____、申請地 長岡町宮之前_____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 296㎡、外1筆、合計面積 311㎡で畑。農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、先ほどの10ページの議案第4号の番号1及び12ページの議案第6号の番号1と関連しておりますが、貸し人と借り人は親子関係でございまして、この申請地にコンビニエンスストア1棟191.1㎡を建築しようとするものでございます。

番号2、地区 大里、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 大里睦合町多為_____番、台帳地目 畑・現況地目 宅地、現況面積 51㎡。農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、貸し人と借り人は親子関係でございまして、申請地に分家住宅1棟21㎡及び農業用倉庫を建築しようとするものでございますが、既に昭和35年から倉庫用地として利用しており、始末書の提出がされているところでございます。

以上、件数といたしまして2件、面積として362㎡畑でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議 長	はい、ありがとうございました。これの担当は、前と一緒によろしいですか。
事 務 局	はい。
会 長	これ、議案3つ出てきておりますけども、小字が違うっていうのは、どういう感じになってるのやろう。
事務局	部会長すみません。ちょうど小字の境になっておりまして、その道路側のほうにつきましては、長岡町のほうになりまして、道路より西側が、もうちょうど境になっておりまして、そちらのほうが河辺町のほうになっております。ちょうど端境のところということになっております。
議 長	それでは、2番、私のほうでございます。親子関係であって、何も問題なかろうと思います。よろしく願いをいたします。 地元委員さんの異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第7号については、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第8号、非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	14ページをお願いします。 議案第8号 非農地証明願についてでございます。 番号1、地区 一身田、願出者 _____、申請地 一身田大古曾出口 _____番、台帳地目 田・現況地目 宅地、現況面積 205㎡でございます。 これにつきましては、平成2年に居宅を建築し、現在に至っておりますことから、今回、非農地証明願が提出されたものでございます。 以上、件数といたしましては1件、面積として205㎡で田でございます。 以上で、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、一身田。
青木委員	6番 青木です。この間、現地見てきましたけど、平成2年に家を建てたということで、問題ないかと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	はい。 続きまして、議案第9号 特定農地貸付承認申請について（農業委員会承認）。事務局の説明をお願いします。

事 務 局	15ページをお願いします。 特定農地貸付承認1申請について（農業委員会承認）でございます。 番号1、地区 高茶屋、対象農地 所在地 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 991㎡、所有者 _____、貸付主体・貸付者 _____、貸付区画数 20区画、1区画当たりの面積 約16.5㎡、1区画当たりの貸付料は2万4,000円でございます。 これにつきましては、特定農地貸付法によりまして、農業者以外の者が野菜や花などを栽培して、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることなどを目的として、市民農園を開設しようとするものでございます。 以上、件数といたしましては1件、面積として991㎡で畑でございます。 以上で、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	はい。これも事務局で説明聞いてもらってますか。
事 務 局	奥山委員さんのほうから、この案件につきましても、特に問題ないということです。
議 長	この協議会は実績があるの。
事 務 局	実績ございます。
議 長	地元委員から意義のない意見が出ましたが、みなさんいかがでしょう。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。異議なしと認め、第9号議案については承認することに決定をいたします。 次に、別冊で別でお配りしました議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。表紙を1枚めくっていただきたいと思います。 今月は、右下の合計欄に掲げてありますように、総合計で58,914㎡の集積がございました。内訳としましては、貸借関係のみでございます。 それでは、各地区別に、一番下の合計欄でご説明をいたします。 津地区につきましては、田の賃貸借が4,624㎡で、件数的には2件でございました。所有権移転はございませんでした。 河芸地区につきましては、田の使用貸借が6,085㎡で、件数的には1件でございました。所有権移転はございませんでした。 安濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて18,823㎡で、畑の賃貸借と使用貸借を合わせて3,006㎡で、件数的には8件でございました。所有権移転はございませんでした。 芸濃地区につきましては、田の賃貸借が10,507㎡で、件数的には3件でございました。所有権移転はございませんでした。

美里地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて15,869㎡で、件数的には8件でございました。所有権移転はございませんでした。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上で、合計で田の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて55,908㎡で、畑の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて3,006㎡で、総合計面積が58,914㎡で22件となっております。認定農業者への集積状況は7件で、26,430㎡となっており、先月に比べ、面積で約327%、件数では約350%となっております。なお、内訳は、計画の概要のとおりでございます。よろしくお願いします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長 はい、ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 よろしいな。異議なしということでございます。それでは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農業地利用集積の決定について、適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上をもちまして、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

午後10時40分

上記は、第9回第1農地部会の議事を録したものである。

平成23年9月21日

議長

出席委員

出席委員